

指令第7411号

八戸市大字是川字三十刈頭1番地3  
株式会社新盛建設運輸

令和5年8月7日付けで申請のあった砂利採取計画については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可する。

令和5年10月11日

三八地域県民局長



認可内容

認可期間	自 令和5年10月11日 至 令和6年10月10日
採取量	227,084m <sup>3</sup>
砂利採取場の区域	三戸郡五戸町大字浅水字馬場久保1番、同字関口13番、15番、16番、18番5、18番6、18番8、18番12、18番14、18番15、18番16、18番17、18番18、18番19、18番20、18番21、18番22、18番26、18番27、18番28、18番29、18番31、18番32、18番33、18番44、19番、20番、21番及び22番、同字柏木沢2番4、5番2及び6番2

条件

県管理道路を汚損することのないよう管理に努めること。

教示

- (1) この処分について不服がある場合は、砂利採取法第40条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。
- (2) この処分については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第50条の規定により、上記の裁定に対してのみ、取消しの訴えをすることができる。



指令第1793号

八戸市大字是川字三十刈頭1番地3  
株式会社新盛建設運輸

令和5年6月5日付けで変更許可申請のあった森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による開発行為については、同条第1項及び第4項の規定により、次の条件を附して許可する。

令和5年8月25日

青森県知事 宮下 宗一郎



条 件  
別紙許可条件書のとおり

教 示

この処分について不服がある場合の不服申立て及び取消訴訟の提起は、次のとおりとなります。

- 1 不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるとき。
  - (1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公害等調整委員会に対して森林法（昭和26年法律第249号）第190条第1項の規定による裁定の申請をすることができます。
  - (2) 処分の取消しの訴えは、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第50条の規定により、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ、提起することができます。
- 2 不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整以外に関するものであるとき。
  - (1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。
  - (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

開発行為に係る事業の全体計画の概要  
及び期別計画の概要

当該事業に係る開発は、令和 5 年より令和 39 年までの 35 年間で完了し、各年度の計画は次のとおりです。

年 次	開 発 面 積	備 考
令和 5 年（初年度）	25. 1098 (h a)	採取量 227, 083. 9 (m <sup>3</sup> )
令和 6 年～令和 39 年	25. 1098 (h a)	次年度以降の概算採取量は 年平均 87, 924. 4 (m <sup>3</sup> )
計	25. 1098 (h a)	全体 3, 216, 513. 5 (m <sup>3</sup> )

※用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。